令和８年度エシカル消費 CM 作成事業　企画提案コンペ参加仕様書

１　業務目的

「エシカル消費」は、消費者が買い物やサービスの利用などを通じて、社会的課題に気づき、人・社会・地域・環境への配慮を実践し、地域の活性化や雇用の創出などに貢献する消費行動である。その第一歩は、「自分にできることは何か」を考えることである。

そこで、県民一人ひとりの「エシカル消費」に関する理解を深め、行動変容を促すことを目的とした啓発 CM を制作する。

２　業務内容

（１）委託業務名

令和８年度エシカル消費 CM 作成事業

（２）委託期間

契約締結日から令和９年３月 19 日（金）まで

（３）仕様

別添業務仕様書のとおり

３　契約上限額　　1,331,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

４　参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

（１）参加者資格

・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第 32 条第１項各号に掲げる者でないこと。

（２）最優秀提案者資格

・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

・三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。

・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

５　参加資格確認申請

本業務を受託しようとする者は、三重県に対し、この企画提案コンペへの参加資格確認申請を行ってください。

（１）提出期限

令和８年 12 月２日（水）17 時必着

（２）提出方法

持参又は郵送のいずれかで提出してください。

（電子メール又はＦＡＸによる提出は受け付けないこととします。）

持参の場合の受付は、三重県の開庁時間内に限ります。

郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付してください。

また、提出先に電話し、到達確認を行ってください。

（３）提出先

〒514-0004　三重県津市栄町１丁目 954 番地　三重県栄町庁舎３階

三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班　担当：佐野

（４）提出書類

ア　企画提案コンペ参加資格確認申請書（第１号様式）

イ　役員等に関する事項（第２号様式）

ウ　企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状（第３号様式）

エ　その他、上記アに記載の添付書類一式

６　質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関し質問がある場合は、以下により質問をしてください。

（１）質問の受付期限

令和８年 11 月 26 日（木）15 時まで（必着）

（２）質問の方法

ＦＡＸまたは電子メールで受け付けます。質問には、所属・氏名・連絡先を明記してください。質問の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

（３）質問の提出先

三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班　担当：佐野

電話：059-224-2400　FAX：059-224-3372

電子メール：shouhi@pref.mie.lg.jp

（４）質問の内容

質問は原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答しません。

（５）質問に対する回答

質問に対する回答については、令和８年 11 月 30 日（月）17 時までに、県ホームページ内の次のページ配下に掲載します。

トップページ＞県政・お知らせ情報＞お知らせ情報

＞企画提案コンペ等情報（公告・結果）

７　参加資格確認結果の通知

三重県は、上記５の確認結果を、令和８年 12 月 17 日（木）17 時までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知します。

８　企画提案資料の提出

上記７により、参加資格があることの確認を受けた者は、以下により企画提案資料を提出してください。

（１）提出期間

令和８年 12 月 21 日（月）16 時必着

（２）提出方法

上記５（２）に同じ。

（３）提出先

上記５（３）に同じ。

（４）提出資料及び部数　　正本　１部、副本７部

①企画提案書

・様式

A4 判・文字サイズ 10 ポイント以上とし、以下の内容を記載すること。

・記載内容

ア　業務実施の基本方針

イ　業務実施の体制（緊急時のリスク管理体制、個人情報を取り扱う場合には個人情報保護管理体制を含む。）

ウ　業務の全体的な企画提案

・啓発 CM の内容

・啓発 CM の制作方法と形式の工夫等

※本事業の目的の範囲内で使用する場合に限り、三重県消費生活センターの啓発キャラクター「ダンコムシ、えがおがえる・ゆめかえる、アン」を使用することができる。キャラクターの参考資料として、県の保有するイラストデータ４点を提供する。

エ　業務の全体スケジュール

オ　企画提案に関する有効な資料（過去３年間に類似業務を実施した実績がある場合は、当該業務の実施業況を一覧にし、その代表的なものについて資料を提出すること。）

カ　その他提案に必要な事項

②見積書（内訳書含む）　　（＊）

③その他提案にかかる必要資料

＊見積書の正本において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名・電話番号を記載してください。発行責任者と担当者は同一でも可です。

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあっては、契約希望額に 110 分の 100 を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

（５）注意事項

企画提案書の内容は、見積書に記載された見積価格で全て実現できるものとしてください。

９　プレゼンテーションの実施

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和８年度エシカル消費 CM 作成事業企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査します。

当該審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

（１）日時　　令和９年１月６日（水）13 時 30 分から順次

（２）場所　　三重県津市栄町１丁目 954 番地　三重県栄町庁舎３階研修室

（３）内容　　プレゼンテーション 10 分、質疑 15 分（予定）

（４）方法　　プレゼンテーションによる説明は、「８（４）　提出資料及び部数」で提出した企画提案資料等により行うものとします。

（５）備考

・提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、書類審査通過者を５者程度選定したうえで、当該書類審査通過者によるプレゼンテーションを実施します。

・提案者が多数の場合の書類審査の結果については、提案したすべての者に対し、令和８年 12 月 24 日（木）17 時までに電子メール又は電話により通知します。

１０ 最優秀提案者の選定

三重県は、上記９の内容を含め審査を行い、最優秀提案者を選定します。

審査の結果、最優秀提案（契約の相手方候補となる者の提案）に該当する提案がない場合もあります。

企画提案コンペの選定基準は以下のとおりです。

（１）企画内容

・本事業の目的と背景を十分に理解して提案を行っているか。

・県民の関心を引き付けることができるような内容や話題性を有しているか。

・情報がわかりやすく、かつスムーズに伝わるコンテンツになっているか。

（２）的確性

・本事業の目的と背景に照らして適切な内容の提案となっているか。

・県民一人ひとりの行動変容を促す啓発効果が期待できるか。

（３）業務遂行能力

・業務を遂行するための専門的知識があるか。

・不測の事態が生じた際のリスク管理体制が整っているか。

（４）経済性

・必要となる経費が適切に見積もられているか。

（５）計画性

・業務のスケジュールは適切か。

１１ 選定結果の通知

三重県は、上記１０の選定結果を、提案したすべての者に対し、令和９年

１月７日（木）17時までに電子メール又は電話により通知します。

１２ 最優秀提案者に求める書類の提出

最優秀提案者は、令和９年１月８日（金）までに次の書類を提出（提示可のものにあっては、提出又は提示）してください。

（１）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３未納税額のない証明用）【有料】」（過去６ヶ月以内に所管税務署が発行したもの）の写し

（２）三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書【無料】」(過去６ヶ月以内に三重県の県税事務所が発行したもの)の写し

（３）過去３年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（該当する契約実績がある場合のみ）

（４）三重県電子調達システム（物件等）に利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあっては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

１３ 契約方法に関する事項

（１）契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。

（２）契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第75条第４項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第４項第１号、第２号又は第４号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

（３）契約は、三重県環境生活部くらし・交通安全課において行います。

（４）契約書は２通作成し、双方各１通を保有します。電子契約による場合は電子署名を行い、各自保有します。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。（契約金額は、１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

１４ 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

１５ 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

１６ 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

１７ 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第３条又は第４条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

１８ 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

（１）受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第２条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　「２０ 担当所属」に報告すること。

エ　契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

（２）契約締結権者は、受注者が（１）イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第７条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

１９　その他

（１）企画提案に関する事項

ア　企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。

イ　企画提案書その他の提出資料は、返却しません。

ウ　企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。

（２）契約に関する事項

ア　原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。

イ　成果品の全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含みます。）は、成果品の引渡しをもって三重

県に譲渡されるものとします。

ウ　委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うものとします。

エ　委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に罰則規定があるので留意してください。

（３）企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

ア　本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。

イ　提案者が同一事項の企画提案コンペに対し２以上の見積をしたとき。

ウ　提案者が他人の提案の代理をしたとき。

エ　提案に際して談合等の不正があったとき。

オ　提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。

カ　見積書に記載された見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた額）の 100 分の 110 に相当する金額が契約上限額を超えているとき。

キ　その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

（４）この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします（三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載しています)。

２０ 担当所属

〒514-0004　三重県津市栄町１丁目 954 番地
三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班　　担当：佐野
電話：059-224-2400　FAX：059-224-3372
電子メール：shouhi@pref.mie.lg.jp